

○広島市政功労表彰実施要綱

第1条 この要綱は、本市において、行政の進展、地域社会の振興、公益の増進、産業経済の発展、教育の推進、文化振興若しくはスポーツ振興に顕著な功績のあった者を広島市政功労者として表彰し、もって、市政に対する市民の理解を高めるとともに、市政の一層の推進を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 表彰の区分は、次のとおりとする。

- (1) 行政進展功労
- (2) 地域振興功労
- (3) 福祉増進功労
- (4) 産業経済発展功労
- (5) 教育・文化・スポーツ振興功労
- (6) 模範的篤行者

第3条 広島市表彰条例(昭和24年4月1日広島市条例第13号。以下「条例」という。)第1条(同条第4号を除く。)に該当する者のうち、広島市政功労表彰候補者(以下「表彰候補者」という。)は、次に掲げる基準により選考するものとする。

- (1) 本市の産業経済、教育、文化、スポーツなど社会の発展のため、積極的に尽力され、もって市政の発展に多大の貢献をし、市民の範となる者
- (2) 社会福祉の増進のため、長期にわたり市民福祉の向上に多大の貢献をし、市民の範となる者
- (3) 市政発展のため、積極的に行政制度の充実、施策の推進を図り、あるいは技術の開発を行うなど市の行政に多大の貢献をし、他の範となる者

2 前項の基準により表彰候補者として選定するものは、原則として次のとおりとする。ただし、本市が出資又は出捐している団体及び前条の表彰区分と同一の区分で過去に表彰を受けた者を除く。

- (1) 叙勲、褒章又は大臣表彰(ただし、民生委員を除く)と同程度の功労・功績があると認められる者
- (2) 各種団体(全市的規模又は地区、学区単位の規模の団体)における会長、理事長、幹事等役職在職年数20年以上で、功労・功績が顕著な者
- (3) 市が設置する委員会等の委員で、在職年数が通算20年以上で、功労・功績が特に顕著な者
- (4) 市長等の依頼による相談員・指導員等で、活動歴が通算30年以上で、功労・功績が特に顕著な者
- (5) 人権擁護委員、行政相談委員、自主防災組織の長又は町内会長で、在職年数が通算20年以上で、功労・功績が特に顕著な者
- (6) 民生委員で、在職年数が通算25年以上で、功労・功績が特に顕著な者
- (7) 交通安全運動推進隊員で、在職年数が通算30年以上で、功労・功績が特に顕著な者
- (8) 産業経済、教育、文化、スポーツ、国際交流等各分野における活動歴が通算20年以上(団体によっては原則として30年以上、なお、文化関係団体によっては会員数50名以上)で、功労・功績が特に顕著な者
また、文化関係については、広島文化賞を受賞する程度の功労・功績のある者
- (9) 自らの被爆体験を国内外の人々に伝えるための証言活動を通算20年以上行い、功労・功績が特に顕著な者
- (10) 市長又は副市長の職にあった者
- (11) 市議会議長又は市議会副議長の職にあった者
- (12) 満12年以上市議会議員の職にあった者
- (13) 教育委員会の教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは固定資産評価審査委員会の委員又は識見を有する者の中から選任された監査委員として、満12年以上その職にあった者
- (14) 農業委員会の委員又は農地利用最適化推進委員として満20年以上その職にあった者(それぞれの在職年数を合算することにより、満20年以上に達する者を含む。)
- (15) 模範的篤行者
- (16) その他、広島市の発展に特に功績のある者

3 前項第12号から第14号までに掲げる者については、現職であってもこれを表彰するものとする。

第4条 前条第2項第12号から第14号までに該当する者の在職年数は、中断してもこれを前後通算する。

2 本市に編入される前の町村において、議会の議員の職にあった者又は前条第2項第13号及び第14号に掲げる職にあった者については、当該職に在職した期間を限度として在職年数に通算することができる。

3 前項に定める期間の通算は、次の各号に掲げる者にあつては当該各号に定めるところによる。

(1) 編入前の町村において議会議員であつた者 在職期間の2分の1に相当する期間

(2) 前条第2項第13号及び第14号に定める職にあつた者 当該職に在職した期間

第5条 候補者の選定にあつては、各局・室・区長、行政委員会事務局長及び公営企業管理者に対して推薦の依頼を行うこととし、広島市政功労表彰の被表彰者（以下「被表彰者」という。）は、この推薦に基づき、規則第5条に定める広島市表彰審査会（以下「審査会」という。）において決定する。

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を授与してこれを行う。

2 表彰式は、特段の事情がある場合を除き、毎年4月1日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日にもっとも近い同号に掲げる日でない日）に行う。ただし、早急に授与する必要があるときは、その都度行う。

3 表彰式に出席するための費用の弁償は行わない。欠席者の表彰状及び記念品は、所管局を通じて伝達するものとする。

第7条 被表彰者に贈与する副賞は、原則として価格3万円以内の記念品とする。

第8条 表彰状及び記念品は、次のとおりとする。

(1) 表彰状の文章は、その功労区分及び功績内容により定めるものとする。

(2) 記念品は、被表彰者が個人にあつてはメダルを、団体にあつては楯とする。

第9条 被表彰者が死亡したときは、その表彰状及び副賞は、その者の遺族に交付する。

2 前項の規定により、表彰状及び副賞の交付を受ける遺族の順位は、広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例（昭和24年4月28日広島市条例第27号）に定める遺族の支給順位の例による。

第10条 表彰状を受けた者が死刑、懲役又は無期若しくは3年以上の禁錮の刑に処せられたときは、表彰を取り消すものとする。

2 表彰状を受けた者が刑の執行を猶予され、若しくは3年未満の禁錮の刑に処せられ、又は社会通念上著しく信用を失墜する行為を行つたと認められるときは、表彰の取り消しについてはその都度審査会において協議して決定する。

第11条 この要綱に定めるもののほか、広島市政功労表彰について必要な事項は、別に企画総務局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 広島市表彰審査会表彰基準（平成元年6月22日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年3月3日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正前の第3条第2項第9号に規定する収入役の職にあつた者については、改正後の第3条第2項第9号に該当する者とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。